

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

マクセル株式会社

2026年5月11日

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地
マクセル株式会社
代表取締役 取締役社長 中村 啓次

当社は、2026年4月27日付で株式会社ノアとの間で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、株式会社ノアを吸収分割承継会社として当社のEF2 (Electro Fine Forming) 事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）
本分割に際して対価となる金銭等の交付はありません。株式会社ノアは当社の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当であると考えております。
3. 会社法第758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第183条第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
該当事項はありません。
5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙2「株式会社ノアの成立の日における貸借対照表」のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

当社及び株式会社ノアは、本分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を十分に上回る見込みであり、また、収益状況及びキャッシュ・フローの状況等について債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本分割の効力発生日以後における当社及び株式会社ノアの債務について履行の見込みがあると判断しております。

以上

(別紙 1)

吸収分割契約書

吸収分割契約書

マクセル株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ノア（以下「乙」という。）は、2026年4月27日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲のEF2 (Electro Fine Forming)事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の資産、債務、契約その他の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）マクセル株式会社

（住所）京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社ノア

（住所）福岡県田川郡福智町伊方4680

第3条（権利義務の承継）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可等又は第三者の承諾を要するものについては、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可等又は当該第三者の承諾が得られることを条件として承継する。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（本吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項本文に基づき、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文に基づき、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合又は効力発生日の前日までに本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 4 月 27 日

甲： 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉 1 番地
マクセル株式会社
代表取締役 取締役社長 中村 啓次 ⑩

乙： 福岡県田川郡福智町伊方 4680
株式会社ノア
代表取締役 國増 俊男 ⑩

承継対象権利義務明細表

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継対象資産

甲の本事業に関する以下の資産

(1) 流動資産

売掛金、電子記録債権、前払費用、未収入金、製品、仕掛品、材料・貯蔵品

(2) 固定資産

建物・建物付属設備（以下の家屋番号の建物を含む）、構築物、記載装置、工具器具備品、ソフトウェア

家屋番号： 田川郡福智町伊方 4713 番 1、4771 番 3 の 1、4771 番 3 の 4

2. 承継対象債務

甲の本事業に関する以下の負債（なお、効力発生日以前に発生していた簿外債務、偶発債務及び潜在債務並びに効力発生日以前に存在していた事象のみを原因とする簿外債務、偶発債務及び潜在債務は含まない。）

(1) 流動負債

買掛金、未払金、賞与引当金、未払費用、前受金

(2) 固定負債

退職給付引当金

3. 知的財産権

甲が本事業のみに使用する登録された特許権、意匠権及び商標権

4. 承継対象契約（雇用契約を除く。）

甲が効力発生日の前日の終了時直前において本事業のみに関して締結している契約の契約上の地位及びそれに付随する権利義務（但し、効力発生日の前日までに発生した売掛金債権及び仕入債務を含む。）

5. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時直前において、本事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務（但し、金銭債務については効力発生日の前日までに発生した退職給付債務及び賞与引当金に限り、効力発生日以前に発生していた簿外債務、偶発債務及び潜在債務並びに効力発生日以前に存在していた事象のみを原因とする簿外債務、偶発債務及び潜在債務は含まない。）

6. 許認可等

甲及び乙が本事業に関連して承継可能であると合意する許認可

(別紙 2)

株式会社ノアの成立の日における貸借対照表
(2026年4月17日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	—
現金及び預金	10	固定負債	—
固定資産	—		
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		評価・換算差額等	—
資産合計	10	負債・純資産合計	10